

維持管理計画書

維持管理計画

最終処分場の運営にあたっては、環境省令で定める「一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」を遵守し、安全面、衛生面等に細心の注意をはらい、適切な維持管理を行う。

1. 搬入管理

(1) 受付管理

① 受入基準の設定

一般廃棄物及び産業廃棄物について受入可能な廃棄物の種類、寸法・形状、性状（含水率、熱灼減量等）を設定し、住民、事業者に広く周知する。

② 搬入時監視

搬入車両の誘導等、場内の交通安全を徹底する。

搬入時監視は、組合が自ら廃棄物を収集し、最終処分場に搬入する車両以外の全ての車両について行う。搬入時監視は、基本的に技術管理者による聞き取り、目視で行うが、状況に応じて抜き取り検査を行う。廃棄物に違反物が見つかった場合には、注意及び持ち帰りの指示等の指導を行う。

③ 搬入記録の管理

隣接のごみ焼却処理場の計量棟を利用し、搬入量の計量を行う。

受け入れた廃棄物の情報（搬入年月日、業者名、車種、廃棄物の種類、重量等）について、伝票の発行及び集計（日報、月報）を行うとともに、データベースを作成して管理する。

2. 施設・設備の維持管理

(1) 貯留構造物

貯留構造物（土堰堤）が崩壊しないよう、以下のような管理を行う。

① 貯留構造物の点検

貯留構造物の外観形状の変化（法面の崩落、亀裂、膨潤、侵食、堤体からの漏水、植生状況等）について、定期的（月1回）に点検を実施し、異常の早期発見に努める。異常が発見された場合は、堤体の水平変位、鉛直変位（沈下）、堤体内の間隙水圧等の詳細調査を行い、補修の必要性の有無や補修方法を検討する。

また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

② 地山（基礎地盤）の点検

地山からの漏水、地山の崩壊等の有無について、定期的（月1回）に点検を実施し、異常の早期発見に努める。異常が発見された場合は、地山の支持力等の詳細調査を行い、補修方法を検討する。

また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

③ 貯留構造物への外部荷重の確認

堤体への土砂の堆積状況、埋立地内水位について定期的（月1回程度）に観測し、記録する。

(2) 遮水工

埋立作業等に対する遮水工の損傷防止のため、以下のような管理を行う。

① 遮水工露出部の点検

遮水工が露出している部分（法面）では、日常的に目視により、保護マットの膨らみや凹みの有無を確認する。異常のある場所を見つけたら、保護マットをはがして遮水シートを点検する。遮水シートに損傷部が認められれば速やかに補修する。

また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

② 遮水シート固定工の点検

日常的に目視により、遮水シート固定工のずれや破損を確認する。異常が認められれば、速やかに補修する。

また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

③ 法面部への保護土の敷設

廃棄物を埋め立てる前に遮水工露出部（法面）に保護土を敷設する。保護土の敷設は良質土をもって、埋立の進行とともにを行う。

(3) 雨水集排水設備

機能保持のために以下のような管理を行う。

① 雨水集排水溝の点検

不等沈下による破損、落葉や土砂の堆積、水路接続箇所の損傷等を定期的（月1回程度）に目視で点検する。また、降雨時には流下状況を必ず点検する。異常があれば、速やかに土砂の除去や補修を行う。また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

② 埋立地表面集排水の点検

最終覆土施工後の区画について、降雨時には表面水の雨水集排水溝への流出状況の確認を行う。

(4) 浸出水集排水設備

機能保持のために以下のような管理を行う。

① 集排水管設備の点検

埋立開始時には、集排水設備を日常的に目視で損傷の有無を確認する。また、フィルター材（被覆材）の成形を保持する。

② 集排水能力の確認

浸出水量と降水量の関係を日常的に把握するとともに、埋立地内水位を観測し、集排水管の集排水能力を確認する。

③ 移送ポンプ槽・原水ポンプ槽の点検

移送ポンプ槽・原水ポンプ槽の漏水の有無及び点検蓋・タラップの腐食や損傷を定期的（月1回程度）に確認し、異常があれば補修する。

また、ポンプ槽内の土砂の堆積状況を確認し、隨時土砂を除去する。

ポンプの送水能力を隨時確認するとともに、ポンプの定期的（年1回）な点検（絶縁抵抗等の測定、軸の変形、軸受けの磨耗の確認等）を行い、必要に応じて補修や交換を行う。

(5) 浸出水調整池

機能保持のために以下のような管理を行う。

① 遮水工の点検

日常的な遮水シートの目視点検や貯水量の系時変化の観測により漏水の早期発見に努める。

また、地震、台風等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

② 土砂の堆積状況の確認

定期的（月1回）に土砂の堆積状況を確認し、適宜除去する。また、落葉の除去も隨時行う。

③ 攪拌状況の確認

攪拌状況を日常的に確認する。また、攪拌装置の定期的（年1回）なオーバーホール（絶縁抵抗等の測定、軸の変形、軸受けの磨耗の確認等）を行い、必要に応じて補修や交換を行う。

(6) 浸出水処理施設

浸出水は、長期的には水質変動が大きく、季節的には水量変動が大きいという特性をもつ。したがって、その時々に適した操作条件を設定した運転管理を行う。

また、処理施設の処理機能を安定的に維持するため、以下のような管理を行う。

① 処理工程別の処理状況の点検

・生物処理工程

接触曝気槽の攪拌状況、発泡状況、溶存酸素濃度等を日常的に点検する。また、定期的（月1回程度）に接触材の生物膜の付着状況を確認し、必要に応じて逆洗を行う。接触材の損傷の有無についても定期的（月1回程度）に点検する。

・凝集分離工程

フロックの形成状況を日常的に点検し、状況に応じて凝集剤等の薬品注入量を調整する。

また、凝集剤・凝集助剤は、在庫管理を徹底し、隨時補充する。

沈殿槽のスカム発生状況、上澄水の色相・透明度を日常的に点検する。

・高度処理工程

処理水の状況（ろ過砂の混入、色相・透明度）及び砂ろ過塔の圧力損失を日常的に点検する。状況に応じて、砂ろ過材の交換、逆洗サイクルの調整を行う。

・汚泥処理工程

脱水機稼働時には、汚泥流量計により投入汚泥量を隨時監視し、定量投入できるよう汚泥供給装置の流量を調整する。

脱水助剤（ポリマー）は、脱水機の運転日ごとに精製する。脱水助剤は、在庫管理を徹底し、隨時補充する。

脱水機、及び脱水助剤（ポリマー）供給設備の洗浄についても脱水機の運転日ごとに行う。

脱水ケーキの含水率（管理基準値85%）を脱水機の運転日ごとに測定し（簡易型近赤外線水分計測装置を使用）、また、分離液の状態を観察し、必要に応じて脱水助剤注入量を調整する。脱水結果が良好でない場合は、ジャーテストを実施し、脱水助剤の変更を検討す

る。

② 施設・設備の点検

・各種機器の点検

ポンプ、送風機、脱水機等の電動機器の電流値、吐出圧、騒音・振動の状況及び計測機器の作動・指示状況について日常的に点検する。また、定期的（年1回）に点検（絶縁抵抗等の測定、軸の変形、軸受けの磨耗の確認等）、オーバーホールを行い、必要に応じて補修や交換を行う。

計測計器については、定期的（年1回）に動作試験・校正を行う。

・処理水槽、配管類の点検

日常的に処理水槽の漏水や損傷の有無、配管類の漏水や凍結の有無を点検し、異常の早期発見に努める。異常が認められれば、速やかに補修する。

また、地震、台風等の異常気象発生後には必ず臨時点検を実施し、異常があれば必要な措置をとる。

（7）ガス抜き設備

定期的（月1回程度）にガス抜き設備の損傷の有無、ガスの発生状況、ガス抜き設備以外の埋立地表面からのガスの吐出の有無、埋立地周辺の草木等の生育状況を点検する。異常が認められれば補修や増設を行う。

ガス抜き設備の重機による損傷防止のため、堅方向のガス抜き設備は埋立の進捗に合わせて継ぎ足していく。

（8）その他関連設備

最終処分場（ごみ焼却処理場）入口及び埋立地搬入道路入口の門扉は、既にⅡ期処分場整備時に設置しているが、日常的に点検をし、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修する。また、廃棄物の受入時間帯以外は閉扉とともに、作業終了後の退場時にも施錠を必ず確認する。

埋立地の飛散防止用フェンス（区画堤の移動式フェンスを含む）や浸出水調整池等の侵入防止柵についても日常的に点検をし、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修する。

また、立札は、既にⅡ期処分場整備時に最終処分場（ごみ焼却処理場）入口に設置しているが、表示内容に変更が生じた場合は速やかに書換え等の必要な措置を講ずる。

3. 埋立作業管理

（1）埋立場所管理

廃棄物の種類ごとに大まかな埋立場所を決め、その廃棄物の荷下ろし場所を指示し、搬入車両の誘導を行う。廃棄物の埋立場所は記録し、保存する（これにより、ある廃棄物が問題になったとき、その廃棄物の埋立位置が明らかなので、掘り起こすなどの措置が容易に行えることになる）。

（2）埋立セルの造成

搬入車両からダンピングされた廃棄物をブルドーザ、パワーショベルにより、敷き均し、破碎、転圧を行い、1日単位で廃棄物塊（セル）を造成する。

なお、焼却残渣等飛散しやすい廃棄物は、強風の時は埋立作業を行わない、散水しながら作業を

行うなどの措置をとる。

(3) 覆土施工

1日の埋立作業終了時には、埋立廃棄物の飛散防止、臭気の発散防止、衛生害虫の繁殖防止等の観点から覆土（即日覆土）を励行する。覆土の施工にあたっては、覆土法面の崩壊が生じない勾配を確保し、崩壊が生じた箇所は速やかに修復する。

また、廃棄物層が一定の厚さ（概ね3m）に達したら中間覆土を行う。

(4) 残余容量の管理

残余容量について定期的（1年に1回）に現地測量等により調査し、記録・保存する。

(5) ネズミ、ハエ等の衛生害虫に対する措置

ネズミ、ハエ等が発生しないよう、即日覆土を励行するが、状況に応じては殺虫剤等の薬剤の散布を行う。

(6) 作業従事者への教育（安全管理）

最終処分場の安全管理のため、埋立地内の交通安全、埋立作業の安全確保、作業従事者の健康管理について必要な事項を定めた作業マニュアルを策定し、作業従事者に対して必要な教育を行う。

4. 環境管理

(1) 放流水（処理水）及び浸出水モニタリング

放流水の水質を定期的に測定し、環境省令等の排水基準との適合性を確認し、異常の早期発見に努める。水質検査項目、検査頻度、排水基準は表1による。異常があれば、処理水の放流を停止し、速やかに原因を調査し、機能の回復を図る。

また、浸出水の水質は、浸出水処理施設の適正管理や処理機能の確認のために必要な要素であるとともに、埋立地の安定化を評価する重要な情報となるため、放流水同様、定期的（月1回）に水質検査（pH、BOD、COD、SS、DO、T-N、大腸菌群数）を行う。

(2) 地下水モニタリング

埋立開始前及び埋立開始後に3箇所の地下水観測地点（埋立地上流、下流2箇所のモニタリング井、地下水集排水ピット（移送ポンプ槽と一体構造））より採水した地下水について基準省令に基づいた水質検査（表2）を行い、記録保存する。

ただし、当該地は不透水層基盤上面が海底下にあり、地下水位が極めて深い地質構造とされ、當時は浅い深度で地下水が観測されない（第I、II期処分場建設時の調査を含め、今回の調査でも深度10m以深に分布する脊形溶岩流（玄武岩層）に至るまで地下水の分布は確認されていない。「地質調査報告書P27」参照）ため、水質測定頻度については、日常的に地下水観測地点で地下水の有無を観測し、地下水が観測された時点で速やかに採水、測定を行うものとする。

地下水の塩化物イオン濃度、電気伝導率の測定により異常が認められた場合（上流、下流のモニタリング井で有意差がある、地下水集排水ピット内水に水質汚濁の疑いがある）、表2に示す詳細な地下水検査項目について測定し、地下水汚染の可能性について検証する。

地下水汚染の可能性が認められた場合、水質悪化の原因の調査、周辺海域への影響調査、新たな廃棄物の搬入停止等、生活環境上保全上適切な措置を講じる。

(3) 放流河川モニタリング

放流河川のトビウシナイ川の下流域での水利用はないが、放流水が河川に与える影響を適確に把握しておく観点から、定期的（月1回）に当河川の水質検査（pH、BOD、COD、SS、DO、T-N、大腸菌群数）を行う。

(4) 埋立ガスモニタリング

埋立地の安定化を評価する重要な情報となるため、ガス抜き設備開口部を測定点として、定期的（年1回）にガス流量、ガス組成、ガス温度の測定を行う。

(5) 悪臭モニタリング

最寄りの住宅や道々との離隔距離が長いが、気象条件（風向・風速、気温、湿度）によっては、悪臭が住宅地や道々に達する恐れがないとはいえない。

また、利尻島は観光地であり、周辺の自然環境に与える影響を適確に把握しておく観点から、道々側の敷地境界線において、定期的（年1～2回、臭気の影響が大きいと考えられる春季、夏季）に臭気濃度、悪臭物質濃度の測定を行う。

また、苦情が出された場合は誠意をもって対処するとともに、その都度、測定を行い、改善策を検討する。

(6) 騒音・振動モニタリング

最寄りの住宅や道々との離隔距離が長く、騒音・振動が生活環境に影響を与える可能性は低いため、基本的に測定は行わないが、日常的に巡回監視によって重機の作業音等を確認する。

表1 放流水の検査項目、排出基準、測定頻度（埋立中、埋立終了後）

	水質検査項目	単位	排出基準	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	5.8～8.6	月1回以上
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20 ^{※1}	〃
3	化学的酸素要求量(COD)	〃	—	〃
4	浮遊物質量(SS)	〃	10 ^{※1}	〃
5	窒素含有量	〃	—	〃
6	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないと	年1回以上
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	水銀 0.005以下	〃
8	カドミウム及びその化合物	〃	カドミウム 0.1以下	〃
9	鉛及びその化合物	〃	鉛 0.1以下	〃
10	有機燐化合物	〃	1以下	〃
11	六価クロム化合物	〃	六価クロム 0.5以下	〃
12	砒素及びその化合物	〃	砒素 0.1以下	〃
13	シアノ化合物	〃	シアノ 1以下	〃
14	ポリ塩化ビフェニル	〃	0.003以下	〃
15	トリクロロエチレン	〃	0.3以下	〃
16	テトラクロロエチレン	〃	0.1以下	〃
17	ジクロロメタン	〃	0.2以下	〃
18	四塩化炭素	〃	0.02以下	〃
19	1,2-ジクロロエタン	〃	0.04以下	〃
20	1,1-ジクロロエチレン	〃	1以下	〃
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4以下	〃
22	1,1,1-トリクロロエタン	〃	3以下	〃
23	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06以下	〃
24	1,3-ジクロロプロパン	〃	0.02以下	〃
25	チウラム	〃	0.06以下	〃
26	シマジン	〃	0.03以下	〃
27	チオベンカルブ	〃	0.2以下	〃
28	ベンゼン	〃	0.1以下	〃
29	セレン及びその化合物	〃	セレン 0.1以下	〃
30	1,4-ジオキサン	〃	0.5以下	〃
31	ほう素及びその化合物	〃	50以下	〃
32	ふつ素及びその化合物	〃	15以下	〃
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	〃
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	〃	5以下	〃
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	〃	30以下	〃
36	フェノール類含有量	〃	5以下	〃
37	銅含有量	〃	3以下	〃
38	亜鉛含有量	〃	2以下	〃
39	溶解性鉄含有量	〃	10以下	〃
40	溶解性マンガン含有量	〃	10以下	〃
41	クロム含有量	〃	2以下	〃
42	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000以下	〃
43	燐含有量	mg/L	—	〃
44	ダイオキシン類 ^{※2}	pg-TEQ/L	10以下	〃

本表は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき作成(平成25年2月21日環境省令第3号 平成25年6月1日より施行)

※1: 「廃棄物最終処分場性能指針」(厚生省通知 平成12年12月)による基準値を採用

※2: 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき追加

表2 地下水等検査項目と測定頻度（埋立中、埋立終了後）

	水質検査項目	単位	水質基準値	測定頻度
1	電気伝導度	—	—	月1回以上
2	塩素イオン濃度	mg/L	—	〃
3	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	年1回以上
4	総水銀	〃	0.0005以下	〃
5	カドミウム	〃	0.01以下	〃
6	鉛	〃	0.01以下	〃
7	六価クロム	〃	0.05以下	〃
8	砒素	〃	0.01以下	〃
9	全シアン	〃	検出されないこと	〃
10	ポリ塩化ビフェニル	〃	検出されないこと	〃
11	トリクロロエチレン	〃	0.03以下	〃
12	テトラクロロエチレン	〃	0.01以下	〃
13	ジクロロメタン	〃	0.02以下	〃
14	四塩化炭素	〃	0.002以下	〃
15	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004以下	〃
16	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1以下	〃
17	1,2-ジクロロエチレン	〃	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレンの合計量0.04以下	〃
18	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1以下	〃
19	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006以下	〃
20	1,3-ジクロロプロパン	〃	0.002以下	〃
21	チラム	〃	0.006以下	〃
22	シマジン	〃	0.003以下	〃
23	チオペンカルブ	〃	0.02以下	〃
24	ベンゼン	〃	0.01以下	〃
25	セレン	〃	0.01以下	〃
26	1,4-ジオキサン	〃	0.05以下	〃
27	塩化ビニルモノマー	〃	0.002以下	〃
28	ダイオキシン類 ^{※1}	pg-TEQ/L	1以下	〃

本表は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき作成(平成25年2月21日環境省令第3号 平成25年6月1日より施行)

※1: 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき追加

5 埋立終了時及び終了後の維持管理（廃止基準への対応）

廃止基準を満たすまで埋立中と同様に施設・設備の維持管理及び環境管理を継続して行う。

(1) 埋立終了時の措置

- ① 埋立処分が終了した埋立地（区画堤により3区画に分割しているため、埋立処分が終了した区画）には、厚さ50cmの粘性土により開口部を閉鎖する（最終覆土）。また、張芝を行い、最終覆土の流失防止を図る。
- ② 最終覆土施工後の埋立地には、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模の排水設備（Uトラフ等）を必要な箇所に設置する。

(2) 埋立終了後の措置

- ① 施設・設備の維持管理

貯留構造物、雨水集排水設備、浸出水調整池等の構造物・設備については、埋立期間中と同

様に日常的、定期的（月1回）点検を行う。

点検の結果、異常事態の発生が発生する恐れがある場合には、速やかに災害・事故等の未然防止を図るために必要な措置を講じ、異常事態が発生した場合には速やかに生活環境保全上必要な措置を講じる。

また、地震、豪雨等の異常気象発生前後及び融雪期には必ず臨時点検を実施し、必要な措置をとる。

② 最終覆土の沈下、流出及び、ひび割れ等の発生状況を点検し、必要に応じて補修を行う。

③ 浸出水処理施設の維持管理

浸出水処理施設は廃止基準を満たすまで稼働させなければならない。このため、埋立期間中と同様に設備の機器類を定期的に点検整備するとともに、必要な薬剤の補充等を適正に行い、良好な処理機能の維持に努める。

④ 埋立地のフェンスや浸出水調整池等の進入防止柵については、日常的に点検をし、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修する。

(3) 環境管理

① 放流水（処理水）

廃止基準を満たすまで引き続き放流水の水質を定期的に測定し、環境省令等の排水基準との適合性を確認し、異常の早期発見に努める。水質検査項目、検査頻度、排水基準は表1による。異常があれば、処理水の放流を停止し、速やかに原因を調査し、機能の回復を図る。

② 浸出水モニタリング（埋立処分地廃止の評価項目）

廃止基準を満たすまで浸出水の水質検査を定期的に行う。水質検査項目、検査頻度、排水基準は表3による。

③ 地下水モニタリング

埋立期間中に引き続きモニタリング井、地下水集排水ピットにおいて、日常的に地下水の有無の観測を行い、地下水が観測された場合、水質検査を行い、水質が基準省令を満たすことを確認する。水質検査項目は表2による。

④ 放流河川モニタリング

廃止基準を満たすまで引き続き定期的（1ヶ月に1回）に放流河川の水質検査（pH、BOD、COD、SS、DO、T-N、大腸菌群数）を行う。

⑤ 埋立ガスモニタリング（埋立地廃止の評価項目）

廃止基準を満たすまで引き続き定期的（6ヶ月に1回程度）にガス流量、ガス組成、ガス温度の測定を行う。

⑥ 地中温度管理（埋立地廃止の評価項目）

廃止基準を満たすまで定期的に、埋立地内温度と周辺の地中温度差を定期的（6ヶ月に1回程度）に測定する。

⑦ 悪臭モニタリング

最終覆土の施工により、悪臭が最寄りの住居や道々に達する恐れはないと判断するが、苦情が出された場合は誠意をもって対処するとともに、その都度、測定を行い、改善策を検討する。

表3 浸出水の検査項目、排出基準、測定頻度（埋立終了後）

	水質検査項目	単位	排出基準	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	5.8～8.6	3ヶ月に1回以上
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20※1	〃
3	化学的酸素要求量(COD)	〃	—	〃
4	浮遊物質量(SS)	〃	10※1	〃
5	窒素含有量	〃	—	〃
6	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないと	6ヶ月に1回以上
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	水銀 0.005以下	〃
8	カドミウム及びその化合物	〃	カドミウム 0.1以下	〃
9	鉛及びその化合物	〃	鉛 0.1以下	〃
10	有機燐化合物	〃	1以下	〃
11	六価クロム化合物	〃	六価クロム 0.5以下	〃
12	砒素及びその化合物	〃	砒素 0.1以下	〃
13	シアノ化合物	〃	シアノ 1以下	〃
14	ポリ塩化ビフェニル	〃	0.003以下	〃
15	トリクロロエチレン	〃	0.3以下	〃
16	テトラクロロエチレン	〃	0.1以下	〃
17	ジクロロメタン	〃	0.2以下	〃
18	四塩化炭素	〃	0.02以下	〃
19	1,2-ジクロロエタン	〃	0.04以下	〃
20	1,1-ジクロロエチレン	〃	1以下	〃
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4以下	〃
22	1,1,1-トリクロロエタン	〃	3以下	〃
23	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06以下	〃
24	1,3-ジクロロプロパン	〃	0.02以下	〃
25	チラム	〃	0.06以下	〃
26	シマジン	〃	0.03以下	〃
27	チオベンカルブ	〃	0.2以下	〃
28	ベンゼン	〃	0.1以下	〃
29	セレン及びその化合物	〃	セレン 0.1以下	〃
30	1,4-ジオキサン	〃	0.5以下	〃
31	ほう素及びその化合物	〃	50以下	〃
32	ふつ素及びその化合物	〃	15以下	〃
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	〃
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	〃	5以下	〃
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	〃	30以下	〃
36	フェノール類含有量	〃	5以下	〃
37	銅含有量	〃	3以下	〃
38	亜鉛含有量	〃	2以下	〃
39	溶解性鉄含有量	〃	10以下	〃
40	溶解性マンガン含有量	〃	10以下	〃
41	クロム含有量	〃	2以下	〃
42	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000以下	〃
43	燐含有量	mg/L	—	〃
44	ダイオキシン類※2	pg-TEQ/L	10以下	〃

本表は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき作成(平成25年2月21日環境省令第3号 平成25年6月1日より施行)

※1:「廃棄物最終処分場性能指針」(厚生省通知 平成12年12月)による基準値を採用

※2:「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき追加

6. 記録の保持と情報公開

埋立期間中の搬入廃棄物の情報、残余の埋立容量、埋立期間中及び終了後の維持管理にあたって行った水質検査、地下水の水質検査、施設・設備の点検補修等の記録をデータベース化し、最終処分場の廃止まで保管する。

また、維持管理に係る記録については、組合及び組合構成町のホームページで公開するとともに、隣接するごみ焼却施設の管理棟においても閲覧可能とする。

7. 住民への配慮

地域住民等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決にあたり、その記録を作成し、保管する。

8. 環境省令による維持管理、及び廃止の技術上の基準との適合性

維持管理計画について、廃棄物処理法「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める「一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準、廃止の技術上の基準」との適合性について表4、5にまとめた。

表4 「一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」との適合性

維持管理の技術上の基準	措置内容
一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出来ないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立作業は廃棄物の飛散防止を目的として、散水を行いながら作業を行う。 埋立作業終了時には即日覆土を励行する。 埋立終了区画は最終覆土を施す。 埋立地外周、区画堤に飛散防止用フェンスを設置する。
二 最終処分の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立作業終了時には即日覆土を励行する。 埋立終了区画は最終覆土を施す。
三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地内に「火気厳禁」、「禁煙」等の看板を設置して火災の警告を促す。 埋立地内の巡回を定期的に行い、火災の早期発見に努めるほか、埋立地周辺の草木の生育状況（発生ガスによる枯死等）を確認する。 搬入管理棟、浸出水処理施設等に消火器を常備。
四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立作業終了時には即日覆土を励行し、ねずみ等の生息場所をなくす。 状況に応じて殺虫剤等の薬剤の散布を行う。
五 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場入口及び埋立地搬入道路入口には既に門扉を設けているが、廃棄物の受入時間帯以外は閉扉し、作業後の退場時は施錠を確認する。 人の立ち入る危険性がある箇所（埋立地、浸出水調整池、移送ポンプ槽、原水ポンプ槽）は、フェンス、進入防止柵で囲う。
六 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場入口には既に立札を設置しているが、表示内容に変更が生じた場合には、書換え等の必要な措置を講ずる。
七 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 貯留構造物及び地山（基礎地盤）は、定期的（月1回）に点検を実施し、危険箇所の早期発見に努め、異常を発見したら適切な対策を講じる。
八 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 遮水工底面部の上部を保護砂により保護し、法面部については良質土で隨時保護を行う。
九 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 遮水工の表面露出部は日常的に点検を行い、破損箇所を発見したらそのつど補修を行う。 露出期間が長い第2、3埋立区画を考慮し、遮水工の保護材は遮光性を有するものとし、遮水効果が低下しないよう措置を講ずる。
十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	

維持管理の技術上の基準	措置内容
<p>イ. 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ. 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ. 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>二. ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する。 ・実施する。 ・実施する（地下水観測時に速やかに行う）。 ・実施する。
十一 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水質に異常が認められた場合、再度採水し、基準省令に基づく地下水検査項目について測定し、地下水汚染の可能性について検証する。 ・水質悪化の原因の調査、周辺海域への影響調査、新たな廃棄物の搬入停止等、生活環境保全上適切な対策を講じる。
十二 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・非該当（本埋立地は被覆型処分場ではない）。
十三 保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に遮水工及び浸出水調整池の点検を実施し、危険箇所の早期発見に努め、異常を発見したら適切な対策を講じる。
十四 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
<p>イ. 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排出基準等に係る項目（(2) に規定する項目を除く）について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各処理工程における管理項目の確認、機器の作動状況の確認、処理水槽の点検、処理薬品の補充など、日常管理を徹底する。 ・定期的（年1回）に機能調査、機器類のオーバーホール、計装機器の校正を実施し、異常を発見したら適切な対策を講じる。 ・実施する。 ・実施する。
十四の二 浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地から浸出液処理施設までの導水管は凍結深度以下に埋設し、浸出液（水）処理施設内の配管についても凍結のおそれがある部分には保温等の対策を行うため、凍結による損壊のおそれは少ないが、日常的に点検し、異常を発見したら適切な対策を講じる。

維持管理の技術上の基準	措置内容
十五 埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	・埋立地外周に設置する雨水集排水設備の機能状況の点検を定期的に行い、土砂、落葉の除去等の清掃を随時行う。また、損傷箇所があれば補修を行う。
十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	・浸出液（水）集排水管を兼ねたガス抜き設備を法面及び堅方向に設ける（約 600m ² に 1 箇所）。
十七 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	・最終覆土を 50cm の厚さで行う。
十八 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	・閉鎖後は、定期的（月 1 回）に点検を実施し、異常を発見したら適切な措置を講じる。
十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	・一年に一回、現地測量等を実施し、記録する。
二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類、及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む）の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	・維持管理記録を作成し、隣接のごみ焼却処理場の管理棟に備え置き、記録は閲覧に供する。また、組合及び組合構成町のホームページ上でも公開する。 ・維持管理記録は最終処分場の廃止まで保存する。

表5 「一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準」との適合性

廃止の技術上の基準	措置内容
一 廃棄物最終処分が囲い、立て札、調整池、浸出液設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立期間中に引き続き、埋立地内の巡視を定期的に行い、構造基準に適合していない箇所を発見した場合は適切な対策を講ずる。
二 最終処分の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立終了後、最終覆土を施し、悪臭の発散を防止する。
三 火災の発生を防止するために必要な措置を講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地内の巡視を定期的に行い、火災の早期発見に努めるほか、埋立地周辺の草木の生育状況（発生ガスによる枯死等）を確認する。 隣接のごみ焼却処理場、浸出水処理施設に消火器を常備する。
四 ねずみが生息し、及び蚊、蝶その他の害虫が発生しないように必要な措置を講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立終了後、最終覆土を施し、ねずみ等の生息場所をなくす。
五 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りではない。 <p>イ. 現に地下水質が基準に適合していないこと。</p> <p>ロ. 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立期間中に引き続き、水質検査を行い、水質が基準に適合していることを確認する。 異常が認められた場合、水質悪化の原因の調査、海域への影響調査等、生活環境保全上適切な対策を講じる。
六 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準に適合していると認められること。 <p>(1) 排出基準等六月に一回以上。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について三月に一回以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃止基準を満たすまで水質検査を実施し、排水基準に適合していることを確認する。 同上
七 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 廃止基準を満たすまでガスの発生量等の測定を行う。
八 埋立地内の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ガスの発生量等の測定に合わせて、埋立地内の温度の測定を行う。
九 おおむね 50cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されること。	<ul style="list-style-type: none"> 最終覆土を 50cm の厚さで行う。
十 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 非該当（本埋立地は被覆型処分場ではない）。
十一 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立期間中に引き続き、環境管理を行う。